

特別養護老人ホームライフピア河和田 重 要 事 項 説 明 書

ライフピア河和田は、介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号 0870100476

ライフピア河和田は、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次により説明いたします。

ライフピア河和田への入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1	施設を運営する法人	2
2	水戸市から指定を受けている事業所の名称	2
3	ご利用の施設	2
4	施設の目的と運営方針	2
5	居室の概要	3
6	職員の配置状況	3
7	当施設が提供するサービスと利用料	4
8	施設を退所していただく場合（契約の終了）	7
9	身元引受人	9
10	苦情の受付について	9
11	契約締結からサービス提供までの流れ	10
12	サービス提供における事業者の義務	10
13	施設利用の留意事項	10
14	身体拘束について	11
15	ハラスメント防止について	11
16	B C Pの取り組みについて	12
17	感染症について	12
18	虐待防止に関する事項について	12
19	損害賠償について	12
20	第三者評価の実施状況	12
21	緊急時及び事故発生時における対応方法について	12

この重要事項説明書は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 施設を運営する法人

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人恒勝会 |
| (2) 法人の所在地 | 水戸市青柳町3796番地 |
| (3) 電話番号 | 029-224-5855 |
| (4) FAX | 029-224-5856 |
| (5) 代表者名 | 理事長 上田 淳 |
| (6) 設立年月 | 昭和63年7月12日 |

2 水戸市から指定を受けている事業所の名称

- (1) 特別養護老人ホーム ライフピア青柳
- (2) 特別養護老人ホーム ライフピア河和田
- (3) 短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームライフピア青柳
- (4) 短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームライフピア河和田
- (5) ライフピア青柳 通所介護事業所
- (6) ライフピア居宅介護支援事業所
- (7) ライフピア訪問看護ステーション

3 ご利用の施設

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 指定の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム ライフピア河和田 |
| (2) 指定年月日 | 平成12年4月1日指定 |
| (3) 所在地 | 水戸市河和田町4126番地の201 |
| (4) 電話番号 | 029-257-6411 |
| (5) FAX | 029-251-7330 |
| (6) 施設長 | 武田 秀 |
| (7) 開設年月日 | 平成11年5月10日 |
| (8) 入所定員 | 50人 |

4 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

施設は、介護保険法、老人福祉法その他関係法令に基づき、利用者の心身の状態に対応した適切なサービスと必要な機能訓練を行い、健康で明るい生活を営むことができるよう、利用者の生活に行き届いた配慮をします。

(2) 運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものです。

5 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。個室への入居を希望される場合には、その旨お申し出ください。ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備 考	居室・設備の種類	室数	備 考
個室	16	洗面所完備	調理室	1	
2人部屋	18	5室は短期用	介護材料室	1	
医務室	1		車椅子便所	6	
静養室	1		事務室	1	
食堂	1	催しや行事にも使用する多目的ホールを兼ねています。			
娯楽室	1	利用者同士の団欒やお茶飲みに使っています。			
機能回復訓練室	1	平行棒、訓練用マットがあります。			
浴室	2	寝たままでも入浴できる機械浴と座位のままのリフト浴			
相談室	1	気軽に相談に応じています。			
家族室	1	家族の宿泊室です。			
洗濯室	1	利用者が使用できる洗濯機があります。			
4人部屋	2	長期入所に使用しています。			
会議室	1	相談室と兼ねて使用しています。			

☆ 居室・設備は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられているものです。この施設・設備の利用に当たっては、契約者に特別のご負担をいただくことはありません。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

6 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種		配置人員	職 種		配置人員
1	施設長	1	5	介護支援専門員	1以上(兼務)
2	生活相談員	1以上	6	栄養士	1以上
3	看護職員	3以上	7	機能訓練指導員	1以上(兼務)
4	介護職員	17以上	8	医師	1以上(非常勤)

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤務体制
1 医 師	毎週水曜日 午後1時30分～2時30分
2 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 2名
	日曜日 午前9時30分～午後6時30分 1名
3 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	午前7時～同9時 4名
	午前9時～午後6時15分 8名
	午前11時～午後4時30分 9名
	午後4時30分～翌日午前9時30分 2名

(3) 主な職員の職務内容

- 介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。
- 看護職員 主に利用者の健康管理、療養上の世話や機能訓練指導を行います。さらに、日常生活上の介護、介助も行います。4名の看護職員を配置しています。
- 生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
- 機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務します。
- 介護支援専門員 利用者にかかわる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。
- 医師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託で1名の医師を配置しています。

7 当施設が提供するサービスと利用料

当施設では、利用者に対して次のサービスを提供します。

このサービスについては、

- (1) 利用料が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

入所した場合の食費と居住費については、負担限度額（自己負担の上限額）を支払うこととなります。（所得の状況により、費用負担が変わります。）

それ以外のサービスについては、通常9割が介護保険から給付されます。

- ① 居室の提供
- ② 食事

・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況、嗜好を

考慮した食事を提供します。

- ・ 利用者の自立支援のため、離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望により、居室で食事をとることも可能です。

(食事時間)

朝食 午前 7時30分から

昼食 午前11時30分から

夕食 午後 5時30分から

③ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を、週2回行います。ただし、ほとんど自力で入浴できる方については、週3回入浴可能です。
- ・ 寝たきりでも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うことができるように努めます。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料 (1日あたり)

☆ 利用料は別紙の通りとなります。

☆ 利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全部をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 特別な食事

利用者のご希望に基づく特別な食事：要した費用の実費

② 外出の付添い

利用者が個人的な理由(体調不良等により施設の協力医療機関又は施設の嘱託医が指定する医療機関へ移送する場合は除く。)で外出し、職員が付き添う場合

- ・ 施設の車両を使用した場合：介護する職員1人につき1時間まで2,000円とし、1時間を超える30分ごとに1,000円を加える。(運転している時間の職員を除く。)
- ・ 交通機関を利用した場合：上記の額に職員分の旅客運賃等を加算した額

③ 貴重品の管理

貴重品の管理は、原則として、ご家族の方をお願いしております。これによりがたい場合は、貴重品管理サービスを利用することができます。詳細は、次のとおりです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

- お預りするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管責任者：施設長

○出納方法：手続きの概要は次のとおりです。

- ・預金の預入れ及び引出しが必要な場合、備付けの届出書を保管責任者へ提出していただきます。
- ・保管責任者は上記届出書の内容に従い、預金の預入れ及び引き出しを行います。
- ・保管責任者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者に交付します。

○利用料金：月額1,000円

④ レクリエーション・クラブ活動

利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ・主なレクリエーション行事予定

4月 桜見物ドライブ	5月 近郊公園へハイキング
6月 あじさい公園にハイキング	7月 夏祭り
8月 納涼祭	9月 敬老会
10月 運動会	11月 菊花見学ハイキング
12月 クリスマス会	1月 新年会
2月 節分祭	3月 梅見物ドライブ

- ・主なクラブ活動

書道、茶道、陶芸、手芸、園芸

⑤ 複写物の交付

契約者及び利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合：1枚につき10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活においても通常必要となる次の費用につきましては、契約者にご負担いただきます。

○ 実費負担となるもの

- ・日常生活品の購入代金
- ・電話代
- ・外食代金
- ・嗜好品購入代金
- ・理美容師による理髪代

○ 経費相当額を負担いただくもの

- ・居室で個人的に利用するテレビ 1台につき月額500円
- ・居室で個人的に利用する冷蔵庫 1台につき月額500円

○ その他、負担いただくもの

- ・口座振替、事務手数料 月額500円
- ・エンゼルケアサービス 16,500円（浴衣、エンゼル用品代を含む。）
施設で利用者が亡くなられた場合、エンゼルケアを行い、きれいにします。

・買い物代行 月額500円

利用者が必要なものを、職員が代行して、直接又は通信販売等で購入する場合にご負担いただきます。

・入所前の健康診断 自費

入所する際には、利用者の健康状態を把握するため、事前に利用者の健康診断をお願いいたします。入所後の年1回の定期健康診断は、施設側の負担となります。

- ⑦ 契約終了後も居室を明け渡さない場合の料金
 利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間1日につき次の料金をいただきます。
- ア 契約終了後も施設が利用者に対し契約終了前と同様のサービスを提供した場合、契約終了前の介護度に応じたサービス料金の2倍に相当する金額
- イ 利用者は退所したが、居室の明け渡しがない場合
 介護度5のサービス料金に相当する金額
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 利用料のお支払い方法

前記(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、支払いは、下記の通りの引落とし又は振込みの方法によりお支払いいただきます(口座引落日は翌月28日)。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア ゆうちょ銀行口座からの自動引落とし
- イ 茨城県内下記5金融機関の口座からの自動引落とし
- ・筑波銀行
 - ・常陽銀行
 - ・水戸信用金庫
 - ・茨城県信用組合
 - ・茨城県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合

※ 利用開始までに3か月程度かかります。その間は振込みをお願いいたします。

ウ 下記銀行口座への振込み

筑波銀行赤塚支店 普通預金 口座番号 0834851
 口座名義 特別養護老人ホームライフピア河和田
 施設長 武田 秀

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
石島整形外科医院	水戸市青柳町505番地	整形外科、外科、内科等
大久保病院	水戸市石川4丁目4040-3 2	内科、外科、泌尿器科、皮膚科、消化器科、整形外科等

8 施設を退所していただく場合(契約の終了)

(1) 契約の終了

当施設では契約が終了する期日は特に定めていません。ただし、次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定により、利用者の心身の状態が要介護1又は要介護2と判定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖

した場合

- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(2) 契約者からの申し出による契約解除

契約者は、いつでも当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、契約者は、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の變更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の變更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者又はサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者又はサービス従事者が、故意又は過失により、利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出による契約解除

次の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが、6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合（次を参照してください。）
- ⑤ 利用者が、介護老人保健施設に入所した場合、又は介護医療院に入所した場合
- ⑥ 利用者、利用者の家族等から、職員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の職員の尊厳を傷つける行為、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合

◎ 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次のとおりです。

① 検査入院等短期入院の場合

1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料をご負担いただきます（1日あたり246単位と居住費の負担があります）。

② 上記期間を超える入院の場合

上記期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後、再び当施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等退院時にホームの受入れ準備が整っていないときには、併設され

ている短期入所生活介護（ショートステイ）の居室等をご利用いただく場合があります。

入院後30日間は無償で部屋を確保いたします。31日目以降に部屋を確保する場合は、負担限度額に合わせて、1日当たりの居住費をご負担いただきます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

〈入院期間中の利用料〉

上記入院期間中の利用料については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、利用者が利用していたベッドを、短期入所生活介護に活用することに同意していただく場合には、所定の利用料をいただくことはありません。

(4) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所するとき、契約者の希望がある場合は、事業者は、利用者の心身の状況、生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助を速やかに行います。

- 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 身元引受人

契約締結にあたり、契約者に身元引受人をお願いしております。入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

10 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、次の専用窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口

生活相談員 大川 博文

- 受付時間

毎週月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで
また、苦情受付ボックスを事務室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関の苦情受付

- 水戸市介護保険課

水戸市中央1丁目4番1号

電話 029-224-1111（代表）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

- 茨城県長寿福祉課

水戸市笠原町978番地の6

電話 029-301-3343

受付時間 午前9時から午後5時まで

- 茨城県国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町978番地の26

電話 029-301-1565

受付時間 午前9時から午後4時まで

1.1 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は、次のとおり行います。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、施設サービスの原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。
- ② 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6か月に1回、利用者又はその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます

1.2 サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から状況を聴取し、確認します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。
- (5) 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (6) 利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (7) 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者にもらしません。ただし、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合又はサービスを提供するために必要がある場合には、医療機関又はサービス担当者会議等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

※ 利用者の安全確保には最大限配慮いたしますが、それでも、目が届かない時間帯もあり、転倒、転落、体調急変等が生じる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

1.3 施設利用の留意点

当施設の利用に当たっては、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

入所にあたり、居室での生活空間や非常の際の安全確保からみて、持込品を制限しています。

原則として、日常生活用品、衣類、テレビ、書籍類、小物類は持ち込んでも構いませんが、大物の持込みについてはご遠慮いただきます。

食べ物、飲み物の差し入れについては、利用者の安全を守るため、食中毒予防等のため、別紙チラシの通り制限がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 面会

面会時間は、午前7時30分から午後6時30分までを原則とします。この時間帯以外は、防犯上施錠しますので、この時間以外の面会については、前もってご連絡いただくようお願いいたします。なお、緊急の場合には、玄関のインターホーンで職員にご連絡ください。

面会の際には、恐れ入りますが、面会簿にご記入いただき、職員に一声かけてください。飲食物の持込みがある場合には、食事等による健康管理に影響がありますので、職員に届け出るようお願いいたします。

なお、当面の間、新型コロナウイルス等の予防のため、予約制で30分間の面会としておりますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合には、事前にお申し出ください。ただし、外泊については、最長で月7日間とさせていただきます（1日あたり246単位と居住費の負担があります）。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出ください。前日までに申し出があった場合には、食事に係る自己負担額はその分免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地を、その本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。この場合、ご本人のプライバシー等の保護については、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 紛失、利用者間のトラブル防止等のため、原則として、利用者の現金所持はお断りしています。ご協力をお願いいたします。

(7) 喫煙

喫煙は、喫煙スペース以外ではできません。

1.4 身体拘束について

当施設は、身体拘束等適正化検討委員会を設置しています。原則として、利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、ご利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合は、慎重な検討を行い、利用者及びそのご家族等に対して説明し同意を得た上で、適正に行います。

- ① 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」「身体拘束等の実施記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録するものとします。
- ② 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。
- ③ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1.5 ハラスメント防止について

- ① 当施設は、「ハラスメントの防止に関する規則」に基づいた取り扱いを行います。職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを防止するために、職員が遵守すべき事項を定め、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- ② 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合は、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 6 BCP(業務継続計画)の取り組みについて

当施設は、災害や感染症等の発生の際は、ご利用者へのサービス提供が困難になることが予想されるため、「地震風水害等発生時の業務継続計画」及び「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」の指針に基づいた取り扱いをするものとします。

1 7 感染症について

施設内において「新型コロナウイルス」「インフルエンザ」「ノロウイルス」「疥癬」「食中毒」等の感染症発生及びまん延しないように、「感染症マニュアル」に基づいた取り扱いを行います。生活における衛生と、ご利用者及び職員の健康を維持するように努めます。

1 8 虐待防止に関する事項について

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

- (2) 当施設ではサービス提供中に、職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護するもの）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

1 9 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

2 0 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施していません。

2 1 緊急時及び事故発生時における対応方法について

ホームの職員は、ご利用者の心身の状況に急変その他緊急事態が生じたときは、協力医療機関及び利用者の家族等に連絡し、適切な措置を講じるものとします。

なお、入院や緊急手術が必要と医師から診断された際に、利用者のご家族等と連絡が取れないまま判断しなければならないときは、施設長が最良と思える判断を行いますので、あらかじめご了承ください。（別紙、同意書があります。）

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人恒勝会 理事長 上田 淳

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームライフピア河和田

説明者 職氏名 生活相談員 大川 博文 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

私は以上の説明に立会い、内容を確認致しました。本人の意思を確認し、本人に代わり署名を行いました。

立会人住所 〒 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 _____